

定例監査の結果（令和6年3月4日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第1号に規定する財務監査及び同項第2号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、令和4年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	県立身体障害者更生相談所	令和6年1月18日	令和5年10月19日	実地
2	県立安芸津病院	令和5年11月29日	令和5年11月1日	実地

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 県立身体障害者更生相談所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 身体障害者に関する専門的な相談及び指導
補装具・自立支援医療（更生医療）の給付等の医学的判定
障害者支援施設への入所調整等
- イ 所在地 東広島市西条町田口 295 番 3 号
- ウ 職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）
常勤職員及び再任用職員数 7 人
ろうあ者専門相談員 1 人
障害者支援事務従事員 2 人
- エ 主な事業実績（令和 4 年度）

(ア) 相談実施件数

更生医療	補装具	手帳	職業	施設	生活	その他	計
2,567	2,290	2	0	131	0	0	4,990

(イ) 判定実施件数

医学的判定		計
更生医療	補装具	
1,205	752	1,957

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

2 県立安芸津病院

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 県民の健康保持に必要な医療の提供
- イ 所在地 東広島市安芸津町三津 4388 番地
- ウ 職員数（令和5年4月1日現在）
常勤職員及び再任用職員 119人
会計年度任用職員 34人
- エ 診療科 11科（内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科）
- オ 病床数 98床（一般病床69床、地域包括ケア病床29床。令和5年4月1日現在）
- カ 患者数等の状況（令和4年度）

入院			外来	
延患者数	1日平均患者数	病床利用率	延患者数	1日平均患者数
17,470人	47.9人	61.6%	50,837人	209.2人

※新型コロナウイルス感染症患者受入に伴う病床数の変更を反映して計算している。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において検討要請事項があった。

【検討要請事項】

固定資産の実地調査について

固定資産の実地調査については、財務規程に基づき毎年1回実施しているが、その具体的な方法を定めたものがなかった。固定資産の使用状況を適切に把握するとともに、固定資産台帳及び貸借対照表等財務諸表の正確性を確保するためには、実地調査を計画的・継続的に実施する必要があることから、具体的な実施方法など実地調査の取扱いについて定めることを検討していただきたい。